

2009年6月30日

夏の一時金（ボーナス）0.2ヶ月分減額に抗議する

大阪大学箕面地区教職員組合

組合ニュース（6月16日）でお伝えしましたが、大阪大学は就業規則に賞与の支給率を書いていないことを盾に、職種平均、教授15万9千円、准教授12万円、事務係長9万7千円にのぼる夏の一時金を減額支給しました。

（1）大阪大学は、経営状態や実績に即した必要性を明らかにする誠意も「哲学」もない大学です。

最大の問題は、国家公務員向けの人勧・給与法改正に追随するだけで、大阪大学としての経営実態や研究・教育戦略を踏まえた「0.2ヶ月削減」の必要性を説明する誠意も「哲学」もない大学だということです。これが、労使関係における「阪大スタイル」だとすれば、大阪大学で働く教職員を馬鹿にしたものです。

（2）大阪大学は、削減を強行した場合に生じる億単位の資金をどのように用いるのかも明らかにせず、教職員への代償措置を考える誠意も「哲学」もない大学です。

夏の一時金を削減した教職員人件費は、国家公務員とは異なりそのまま大学の手元に残ります。今年度の運営費交付金は確定しており、給与を削減しても返還を要求されるわけではなく、4億円超の支出減になると予想されます。多くの大学では、「社会一般情勢に適合」論に依りつつも、組合との交渉では不利益変更に対する代償措置を考慮する姿勢をみせています。

大阪大学箕面地区教職員組合は6月5日の団体交渉の場でも表明しましたが、「平成21年6月期賞与の支給基準」に反対であり、大阪大学当局のこのような姿勢に断固抗議するものです。